

理事長就任のご挨拶

ナブテスコグループ健康保険組合の 伊集院正二 理事長の退任に伴い、令和7年1月1日をもちまして、後任の理事長には 高橋誠司 ナブテスコ株式会社常務執行役員(総務、人事、法務・コンプライアンス管轄)が就任されました。



ナブテスコグループ健康保険組合
理事長 高橋 誠司

ナブテスコグループ健康保険組合の設立事業主各位ならびに被保険者のご家族の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に格別のお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、伊集院前理事長のあとを受けて、当健康保険組合の理事長に選任されました。就任にあたりご挨拶を申し上げます。

さて、昨今、健康保険組合を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化の進展や働き方改革の影響、また医療技術の進歩に伴う医療費の増大など、我々が直面する課題は多岐にわたります。特に本年2025年より団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり高齢者医療制度への過重な拠出金負担が見込まれ、コロナ後の医療費も伸び続けていることから、組合の健全な事業運営に支障をきたしかねないものと懸念されています。

当健康保険組合といたしましては、これからも財政の健全化を最重要課題と位置づけ、組合の運営を実施してまいります。

また、医療の分野では予防医療の推進が重要なテーマとなっております。当健康保険組合では各種の疾病予防事業を計画しておりますので、皆様におかれましては、健康保険組合が提供するこれらの事業を積極的に活用し、健康の維持・増進に努めて頂ければ幸いです。

昨年の12月2日より保険証の新規発行が終了し、以降はマイナンバーカードと保険証の一体化(マイナ保険証)を基本とした取組みに移行しました。このマイナ保険証は医療DXの基盤となるものであり、質の高い医療の提供、効率化につながる重要なインフラとなります。未だマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証の登録をよろしく願います。

最後になりますが、加入者の皆様方の益々のご健康を祈念して、就任のご挨拶とさせていただきます。

令和7年度
予算

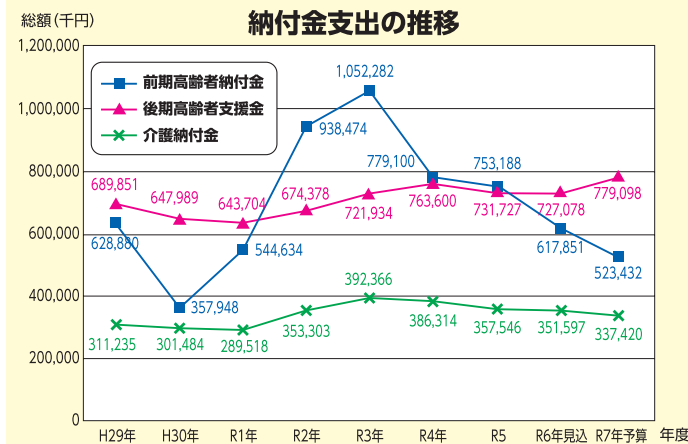
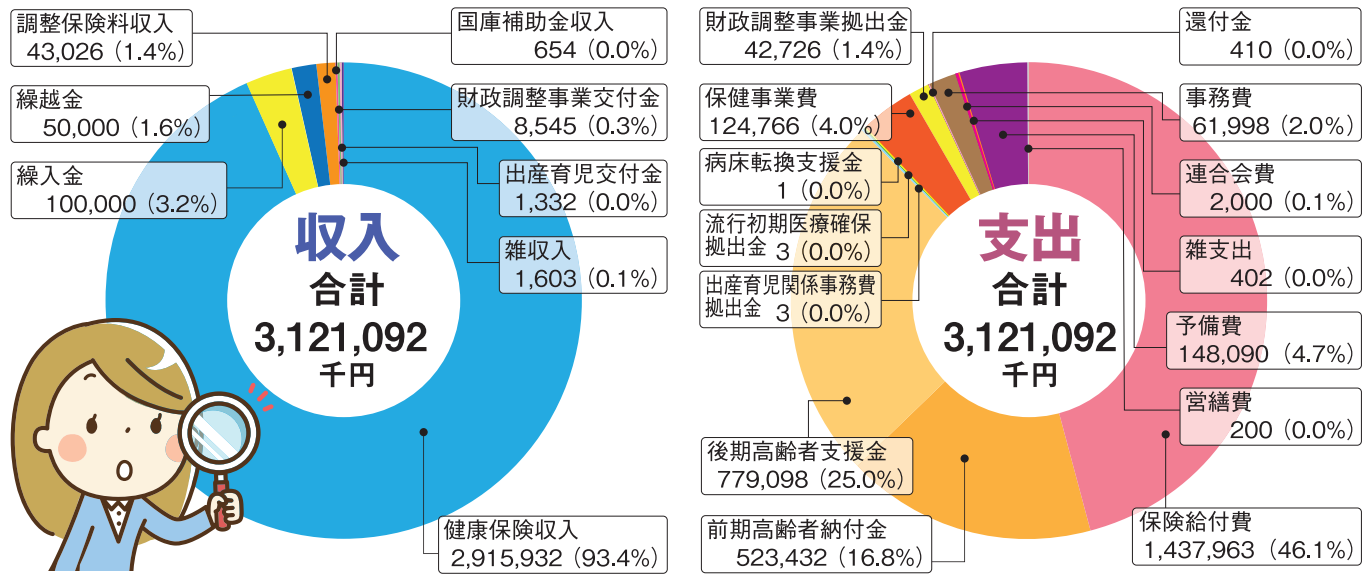
今年も昨年に続き資産取り崩し予算に

他の制度への拠出金負担が大きく影響

令和7年度予算は、医療費支出や他の医療制度への納付金支出増による財源不足のため、前年度繰入金を投入するほか、別途積立金の取り崩しにより収支バランスを保つ予算編成となりました。経常収支では前年度より赤字幅は減少しましたが、▲10,753千円となる赤字予算です。

介護勘定においては、介護保険料率は令和6年同様に、令和7年度も16.8/1,000を維持します。介護納付金は337,420千円とする予算編成となりました。

予算額内訳(単位:千円)



折れ線グラフに示すように、後期高齢者支援金は年度ごとに大幅に金額差の出る線図となっておりますが、これは標準報酬総額に国が示す係数を乗じることが背景となります。

前期高齢者納付金は右肩下がり線図となっており、上記の後期高齢者納付金の当年度概算額(算出式)に示す当組合に加入する対象者(65歳～74歳)の医療給付費が影響しています。したがって、みなさんが対象年齢に達したとき、健康であり続けることが、将来の納付金支出や保険料率の低減効果にもつながります。

令和7年度保険料率

健康保険料率 90/1,000 (事業主: 49/1,000 被保険者: 41/1,000)

基本保険料率 医療給付や事業運営の費用 49.087/1,000	特定保険料率 高齢者医療を支える費用 39.613/1,000	調整保険料率 組合間共済の財源になる費用 1.300/1,000
---	--	---

予算の基礎数値

健康保険	
被保険者数(男性:4,371人 女性:767人)	5,138人
平均標準報酬月額	411,294円
平均年齢	42.21歳
扶養率	0.85人

令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者の標準報酬月額は、その者の退職時の月額とする。但し、この月額が当健康保険組合の令和6年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額(404,945円)を超える場合は、その標準報酬月額(410,000円)とする。

令和 **7** 年度

保健事業のお知らせ



当健康保険組合では被保険者と扶養家族の皆様の健康づくりサポートのために次のような保健事業を実施いたします。病気の予防・健康づくりのためにぜひ積極的にご活用ください！

	事業内容	実施期間	対象者		補助内容詳細
			被保険者 (本人)	被扶養者 (家族)	
特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査 New	6月～3月	○	○	死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防を目的にメタボリックシンドロームに着目した健診。40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続被保険者の方へ6月頃に案内を送付。今年度より、 <u>特定健診項目に加えてがん検診も受診していただくことができます。</u> ご都合の良い医療機関で受診ください。 ★自己負担額：無料 ●パート先での健診や人間ドックなどを受診した方は、特定健診の受診に代えることができませんので「健診結果(写)」[問診票]を健保組合に提出をお願いします。健保組合から「1000円」相当商品券を贈呈しますので、ぜひ協力ください。(詳細はお送りする受診案内に記載) ●社員の方は会社での定期健康診断が代わりとなります。
	特定保健指導	健診結果を健保組合で受領後に随時実施	○	○	特定健診の結果から、生活習慣病の発病リスクが高いが、生活習慣改善による予防効果を期待できる方について、専門スタッフによる食育や運動促進など、生活習慣を見直すサポートプログラムを提供。 ★自己負担額：無料
各種のお知らせ	健保日より『すまいる』の発行	4月・10月	◎	◎	事業広報と疾病予防を目的として年2回被保険者の自宅に送付。
	健保組合LINEアカウント New	随時	◎	◎	各種補助金の申請開始や締切、健診のお知らせなど健保からの大切な情報に加え、健康づくりに役立つお得な情報を定期的に配信。
	リーフレット・冊子の配布	随時	◎	◎	疾病予防等を目的に「がん・生活習慣病予防」等の啓蒙リーフレット、新入社員向けの社会保険冊子等を配布。
	育児情報冊子の配布	随時	◎	—	お子様の誕生された被保険者に1年間、育児情報誌の月刊「赤ちゃん！」を自宅に送付。
	医療費通知	受診より2ヶ月後の月末	◎	—	医療費の認識を促すために、世帯の医療費を被保険者宛てに通知する。加入者web「マイページ」上で公開。
	ジェネリック医薬品差額通知	毎月	◎	—	ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用時との差額を被保険者に案内し、医療費負担軽減を提案して利用促進を図る。『マイページ』上で公開。
健康づくりイベント	体育行事助成	事業所による	◎	◎	各事業所が実施する体育行事に補助。
	スマイルウォーク	秋頃	◎	○	期間中の歩数を参加者が各自記録。参加者・目標達成者に記念品贈呈。 *被扶養者は20歳以上が対象
病気予防のサポートなど	卒煙サポート	春・秋	◎	—	スマートフォンを利用した通院不要のオンライン卒煙プログラムを提供。計5～6回の診察・面談と処方薬(ニコチンパッチ)を利用し、ニコチン切れの症状を緩和しながら卒煙を目指す。 ★自己負担額：無料
	ハイリスク者重症化予防 New	冬～春頃	◎	—	健診結果と通院・服薬状況から、心筋梗塞等の生活習慣病の重症化リスクが特に高い方を抽出し、専門スタッフによる改善プログラムを提供。重症化リスクを軽減します。対象の方へ案内を送付。 ★自己負担額：無料
	糖尿病重症化予防	冬～春頃	◎	—	健診の結果で血糖値等が一定以上の方に専門スタッフによる改善プログラムを提供。糖尿病腎症予防を推進し、重症化の予防を目指す。対象の方へ案内を送付。 ★自己負担額：無料
	BMI値改善支援	冬～春頃	◎	—	健診の結果でBMIが一定以上の方に専門スタッフによる改善プログラムを提供。体重減少を目指す。対象の方へ案内を送付。 ★自己負担額：無料
	常備薬のあっせん	5月・11月頃	◎	—	有償あっせん。4月・10月の『すまいる』で商品パンフレットなどを案内。
	電話健康相談と心の相談	随時	◎	◎	被保険者と被扶養者の心身の健康に関する電話カウンセリング。共催事業として事業主と共同実施のため、勤務先のお知らせに沿って利用ください。

★対象者欄の記号説明(◎：年齢制限なし ○：年齢制限あり —：対象外)



詳細や申請書は健保組合のホームページでもご覧いただけます！
「健康づくりサポート」をクリック！

ナブテスコグループ健康保険組合 🔍 検索



	事業内容	実施期間	対象者		補助内容詳細
			被保険者 (本人)	被扶養者 (家族)	
各種の検診や予防接種補助など	人間ドック	通年	◎	◎	人間ドック（もしくは脳ドック）を受診した方に30,000円を上限として実費用を補助。
	定期健康診断での追加検査項目	事業所による	○	—	各事業所で実施する定期健康診断の項目のうち、39歳以下の方の心電図等の一部項目の費用を事業所に対して補助。
	生活習慣病検診	事業所による	◎	—	腹部超音波や乳がん超音波検査、大腸がん検査等、生活習慣病やがんの為の検診費用を補助。事業所で実施。 ★自己負担額：無料
	住民検診補助	通年	—	◎	お住まいの市区町村が実施するがん検診などの住民検診を受診した扶養家族と任意継続被保険者に、実費用を補助。（自己負担1,000円以上を対象に補助額上限は5,000円）
	インフルエンザ予防接種補助	2月まで	◎	◎	インフルエンザ予防接種を受けた方に1人あたり2,000円を限度に補助。
	乳がん検診（マンモグラフィ検査）	通年	○	—	40歳以上の被保険者のうち、乳がん検診（マンモグラフィ検査）を受診した方に実費用を補助。事業所で実施の「生活習慣病検診の乳がんエコー検査」補助、「乳がんMRI検査」補助と3つのうちいずれか1つの補助。 *保険診療での受診は補助対象外 *令和7年度は昭和60年以前生まれの方が対象
	New 乳がん検診（MRI検査）	通年	○	—	40歳以上の被保険者のうち、乳がん検診（MRI検査）を受診した方に上限10,000円を補助。事業所で実施の「生活習慣病検診の乳がんエコー検査」補助、「マンモグラフィ検査」補助と3つのうちいずれか1つの補助。 *乳がんMRI検査補助は造影剤を使用しないドゥイブス・サーチでの受診限定。 *令和7年度は昭和60年以前生まれの方が対象 *保険診療での受診は補助対象外
	子宮頸がん検診（医師による子宮頸がん細胞診）	通年	○	—	20歳以上の被保険者のうち、子宮頸がん検診を受診した方に実費用を補助。子宮頸がんリスク検査とどちらか一方の補助。 *保険診療での受診は補助対象外 *令和7年度は平成17年以前生まれの方が対象
	子宮頸がんリスク検査（郵送によるHPV検査）	4月～6月	○	○	子宮頸がんの原因となるHPVに感染しているかどうかを郵送キットにて検査。20歳以上対象。「子宮頸がん検診（医療機関・住民検診での受診）」とどちらか一方の補助。 ★自己負担額：無料 *令和7年度は平成17年以前生まれの方が対象
	胃がん検診（胃内視鏡検査）	通年	○	—	40歳以上、5歳刻みの被保険者のうち、胃内視鏡検査（胃カメラ）を受診した方に実費用を補助。 *保険診療での受診は補助対象外 *令和7年度は、昭和60年・昭和55年・昭和50年・昭和45年・昭和40年・昭和35年・昭和30年生まれの方が対象
歯科健診	秋頃	◎	—	契約医療機関で歯科検診を無料で受診。 秋発行の『すまいる』で詳細を案内予定。 ★自己負担額：無料	

令和7年度からの新たな事業

乳がん検診(MRI検査)

9人に1人が乳がんと診断されています。乳がんは早期に見つければ、治る可能性の高い病気です。早期に見つかった場合、90%以上は治ります。早期発見の新たな選択肢として、乳がんMRI検査の補助を開始します。積極的に受診ください。

対象者 40歳以上の女性被保険者

受診方法 造影剤を使用しない乳がんMRI検査であるドゥイブス・サーチを各自で受診ください。医療機関は全国で76か所です。二次元コードまたは検索から受診できる医療機関や検査費用を確認できます。領収書を取得し、補助金を『マイページ』から申請してください。

補助金 上限 10,000 円（検査費用は約1.5万円～2万円程度）

*ドゥイブス・サーチ以外での受診は補助対象外
*事業所での「乳がんエコー検査」補助、「マンモグラフィ検査補助」と「MRI検査」のうちいずれか1つの補助

ドゥイブス・サーチ 🔍 検索



お急ぎください

マイナ保険証の登録をお願いします！



2024年12月2日より、新しい健康保険証の発行はされなくなりました。
 今後はマイナ保険証のご利用をお願いいたします。

2024年12月、従来の保険証は発行されなくなりました。今後は、マイナンバーカード(マイナ保険証)で医療機関を受診することになります。マイナ保険証は、医療機関の受診歴や服薬歴が一元管理され、より良い医療を受けられる等のメリットがあります。

マイナ保険証をお持ちでない加入者の方には、「資格確認書(ハガキ型)」の交付を予定(2025年11月頃)しておりますが、「資格確認書」交付にはコストが必要な上に、関連業務が発生します。

コスト抑制及び業務効率化の観点からも、全ての加入者のみなさまには、是非ともマイナ保険証の取得と利用をお願いいたします。

すでに約7割の人がマイナ保険証を登録しています！

当健保の
登録状況

登録率

67.4%

2025年2月時点

ナブテスコグループ健保では、6,259名の方がマイナ保険証※にご登録いただいております。まだ登録されていない3割(3,031名)の方もお早めに登録をお願いいたします。

※マイナ保険証…マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの

マイナンバーカード取得済みかつマイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしている方

マイナンバーカードを持っていない方 → **すぐに取得してください**

マイナンバーカードをお持ちの方 → **マイナ保険証登録をしてください**

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得！

申請 ※以下から選択

1

スマホから

2

パソコンから

3

証明写真機から

郵送

オンライン申請

受け取り

- 1 ハガキが届く
- 2 受け取りに行く

詳しくはこちら

マイナンバーカード総合サイト

2

2 マイナンバーカードをお持ちの方は健康保険証利用の申し込み！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申し込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みめます

スマホから

下記3つを準備

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する

STEP2 「登録状況の確認」から「健康保険証」をタップし、健康保険証利用の登録画面に進む

STEP3 マイナンバーカードを読み取る

▼マイナポータルはこちらから

iPhone

Android

セブン銀行ATM

必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申し込み

！マイナ保険証(マイナンバーカード)は安心して利用できます！

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用しても、**保険証の情報や診療・薬剤情報、特定健診情報などはICチップに記録されません。**

そのほかにも……

1 なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

2 プライバシー性の高い個人情報が入っていません

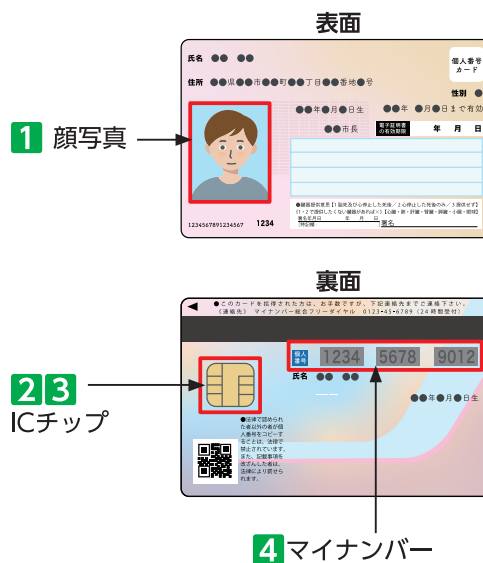
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報も記録されません。

3 オンラインでの利用には電子証明書を使います。

マイナンバーは使いません。

4 マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

マイナンバーを利用するには、顔写真つき本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。



！セキュリティ対策

▶紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能

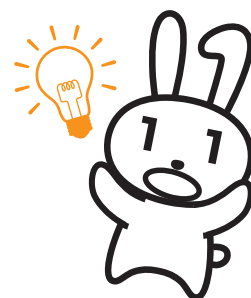
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までご連絡を。



▶アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック



▶不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



マイナ保険証のメリット

1 データに基づく治療が受けられます

お薬や診療の情報、健診結果を医師や薬剤師が確認できるので、正確な情報をもとに質のよい医療が受けられます。



2 医療機関での受付手続きの簡略化

マイナ保険証は医療機関に設置された専用のカードリーダーにかざすだけで患者情報が自動的に医療機関のシステムに登録されるため。受付手続きが簡略化し、患者や医療機関の負担軽減や受付時の待ち時間が短縮されます。



3 もしもの時も安心です

救急搬送時等の患者本人が受診歴や服薬歴を説明できない場合でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取ることによって情報を把握でき、迅速な対応につながります。また、災害時に医療機関への受診が必要となった場合にも、データを確認のうえいつもの診療を受けることができます。



4 高額な医療費の立替払いがなくなります

医療費が高額になる場合、高額療養費制度の負担区分が確認でき、健保組合に限度額適用認定証の手続きをする手間が省けます。



5 医療費助成の受給者証等とマイナンバーカードの一体化

一部の市町村において、これまでは医療機関等の窓口で「マイナ保険証又は健康保険証等」と「医療費助成の受給者証」の2枚の提示が必要でしたが、マイナンバーカード1枚にまとめ便利になりました。さらに将来的には診察券も一体化され、マイナンバーカード1枚で受診が出来るようになる予定です。



**ご就職・扶養範囲の収入額
以上となられたご家族の**

健康保険の資格喪失の手続きについて

扶養範囲認定基準

健康保険組合は皆様の保険料で運営しており、納付金・補助金等の基礎になるのは、被保険者・被扶養者の人数から算出されているものも少なくありません。

皆様から納めていただいた保険料を大切に使うためにも、ご就職等で扶養家族の方が別の健康保険加入者となられた場合や年収が扶養範囲認定基準額以上となる場合は、正しく、速やかな届出をお願いいたします。

手続き方法 届出は事業所経由で受付けていますので、勤務先の健保担当者を通じて当組合まで保険証や資格確認書を返却してください。

- 生計維持関係がある
- 別居世帯の場合は仕送りをしている

年齢60歳未満 年収130万円未満

年齢60歳以上、障害年金受給者 年収180万円未満

収入の対象は、給与、年金、恩給、事業収入、不動産収入、営業等収入、失業保険、現金給付金(傷病手当・出産手当)、その他現金収入など

※収入額には、勤務先より支給される交通費も含まれます。

お薬代の節約・医療保険制度を守る！

活用していますか？

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品はこんな人におすすめ

長期間服用する薬がある

1カ月ではわずかな差でも
年単位なら
大きな差額に

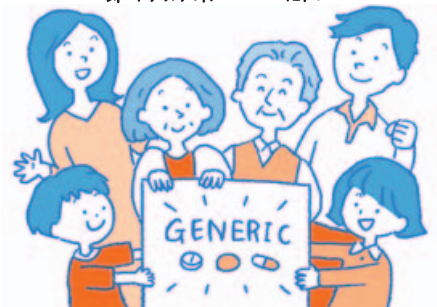


数種類の薬を服用している

複数の薬を変えると
差額はより大きく

短期間でも家族みんなで

家族みんなで使い
節約効果がより高まる



価格の高い新薬(先発医薬品)の特許期間満了後に、新薬と同じ有効成分を同量用いて製造・販売されているジェネリック医薬品(後発医薬品)。安全性や有効性については、国の厳格な審査を経ているので信頼できる医薬品です。研究・開発にかかる費用が抑えられているので、価格は、新薬の7割から2割程度と安価です。

窓口で支払うお薬代の節約や医療保険制度を維持していくために、ジェネリック医薬品の特徴やメリットを理解した上で、医師や薬剤師と相談しながら活用しましょう。

ジェネリック医薬品には
使いやすく改良されて
いるものも

新薬に比べ、味やにおい、形状などを改良して、使いやすさがより向上されたジェネリック医薬品もあります。

錠剤を小さくして
飲みやすく



味やにおいを
改良



飲み間違い防止のために
包装や表示、色を工夫



フィルムを
はがしやすく



新薬

ジェネリック医薬品

有効成分

有効成分は同じ

有効成分

基材・保存料・
着色料
など

添加剤は
製造会社により
異なる

基材・保存料・
着色料
など

原薬、添加剤、製法などが新薬と同一である「オーソライズド・ジェネリック(AG)」も増えてきています。

ジェネリック医薬品には、風邪や頭痛、アレルギーなどの身近な治療薬や、点眼薬、湿布などの外用薬などさまざまな種類があります。